

静岡産業大学教員用個人ホームページ管理運用基準

この管理運用基準は、静岡産業大学ホームページ管理会議細則第3条第3項第7号の規定に基づき、教員用個人ホームページの管理に関し、必要な事項を定める。

1. 目的

この運用基準は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の管理する Web サーバ（<http://www.ssu.ac.jp/>）上に、本学の専任及び特任教員が教育研究を目的として個人ホームページ（以下、「ホームページ」という。）を開設する際の基準について定める。

2. 開設の申請

ホームページの開設を希望する者（以下、「開設者」という）は、所定の書式によりその開設を申請し、学長の許可を得なければならない。

3. 管理責任

- (1) ホームページの内容の管理は、開設者が自ら行い、その責任を負う。
- (2) Web サーバの管理運用は、本学が行う。

4. 遵守事項

ホームページの開設にあたっては、次の各号について留意しなければならない。

- (1) 管理責任者の明示
- (2) 情報内容の正確性及び最新性の維持
- (3) 各情報の登載年月日の明示

5. 違反への対応

- (1) 開設者が前項の遵守事項に反した場合、学長は当該開設者に改善を指示する。
- (2) 前号の指示にもかかわらず、開設者がこれに従わないとき、学長は当該ホームページを閉鎖することができる。

6. 技術的要件

- (1) ホームページ用ユーザーID 及びパスワードは、広報メディア課が別途発行する。
- (2) ホームページの容量については、1 教員あたり、当面最大 3GB とする。

7. 基準の改廃

この基準の改廃は、全学広報メディア委員会が行う。

附則 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

学長 殿

教員用個人ホームページ開設申請書

下記の内容で、個人用ホームページの開設を申請いたしますので、開設の許可をお願いいたします。なお、運用に当たっては、教員用ホームページ管理運用基準に定められた事項を遵守いたします。

※ ご記入頂いた情報は、教員用個人ホームページ開設申請時及び運用上発生した問題や定期的なメンテナンスのお知らせ時に使用されます。下記の場合を除き第三者への開示はいたしません。

- ・ご本人の同意がある場合
- ・法令などに基づき個人情報の開示を申請された場合
- ・ご本人側での規定違反により、サーバ又は第三者等へ負担迷惑がかかると判断された場合

申請日	年 月 日
氏 名	Ⓜ
**コード	
所属学部	学部
e-mail	@ssu.ac.jp
内線番号	

学部広報メディア委員会記入欄

--